令和6年4月19日

各自治会長　様

丹波篠山市まちづくり部地域整備課長

**令和6年度　河川等環境整備事業（河川、国・県・市道の除草作業）**

**の取組みについて**

　陽春の候、貴職におかれましてはますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

　平素は、丹波篠山市まちづくり行政の推進並びに河川等環境整備事業につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、例年お世話になっております河川等環境整備事業につきまして、活動いただける場合は、別紙河川等環境整備事業の手続きフロー図の内容を十分にご確認の上、下記のとおり関係書類の提出をよろしくお願いいたします。

　また、作業の際には、危険な場所を避けてご無理のない範囲でお願いできればと思います。（詳しくは７ページのＱ８をご覧ください。）

 なお、6月は蛍の繁殖期にあたることから、森の学校復活大作戦“生物多様性ささやま戦略”に基づき、河川の水際や法面の草刈りは、可能な限り7月以降にずらして実施していただきますようお願いいたします。

また、刈り取っていただいた草等は、用排水路等に流れ込みが無いようにご配慮をお願いします。

**【作業単価】**

**作業単価　1㎡あたり15円、各自治会への支払金額上限25万円で支援いたします。**

記

１　送付書類

①令和6年度河川等環境整備事業について

②河川等環境整備事業実施計画書

　　　③河川等環境整備事業完了報告書

④請求書

⑤河川愛護活動計画書

　　　⑥ひょうごアドプト　パンフレット

※送付書類の様式につきましては、丹波篠山市ホームページよりダウンロードす

ることが可能です。

２　提出期限　　　②河川等環境整備事業実施計画書

**令和6年5月31日（金）**

⑤河川愛護活動計画書

③河川等環境整備事業完了報告書

**令和6年12月20日（金）**

④請求書

**※12月末までに報告いただけないと報償費支払ができない場合がありますので、期限までの必着でお願いいたします。**

３　提出書類 　　 送付書類の②，③，④及び、河川愛護活動がある場合は⑤の提出をお願いします。

　　　　　　　　　また、⑥ひょうごアドプトを利用される方は地域整備課までご連絡ください。

４　提出先　　 まちづくり部 地域整備課 管理係

　　　　　　　　　〒669-2397　丹波篠山市北新町41番地　丹波篠山市役所本庁2F

※なお、各支所窓口でもお受けいたします。

５　報 償 費　　　令和7年3月の支払いを予定しています。
**※報償費支払の遅延になりますので、実施計画、完了報告を上記期限内に提出していただきますようお願いいたします。**

６　河川愛護活動　兵庫県の『河川愛護活動』（ボランティア活動）を実施いただく場合、兵庫県によりボランティア保険へ加入します。

７　お問合せ　　　地域整備課 管理係までご連絡ください。

TEL 552-5025　　FAX 552-0619

※なお、役員交代のあった自治会におかれましては、お手数ではございますが新しい自治会長様へ引継ぎくださいますようお願い申し上げます。

**令和6年度**

**河川等環境整備事業について**

【河川等環境整備事業手続きフロー図】　　　　　　　　　　　　　P4

【　（記入例）　　事業実施計画書　】　　　　　　　　　　　　　P10

【　（作成例）　　作業計画位置図　】　　　　　　　　　　　　　P11

【　（記入例）　　事業完了報告書　】　　　　　　　　　　　　　P12

【　（記入例）　　請求書　　　　　】　　　　　　　　　　　　　P13

**丹波篠山市 まちづくり部 地域整備課**

令和6年度　河川等環境整備事業手続きフロー図（改訂版）

対価の決定

１㎡あたり単価　☆15円

　※各自治会への支払金額の上限25万円

令和6年度事業取り組み希望取りまとめ他

計画書等書類提出案内

**【対象作業】**

地域により河川等環境整備事業の実施計画を検討

★**地域整備課へ提出**

作業計画箇所の確認

作業計画箇所の承認

地域による作業

**★完了実績に伴う**

**（地域整備課へ）書類提出**

**★現場及び書類確認（検査）**

・県から河川愛護活動計画に基づき、ボランティア保険への加入

・軍手、ゴミ袋の支給

**・河川法に基づく一、二級河川堤防の草刈り等**

**・その他河川堤防の草刈り等・道路の維持管理等**

・事業計画書

・位置図

・現況写真

1. 二級河川の草刈作業を

２回目実施される場合

・河川愛護活動計画書

・位置図

・現況写真

河川愛護活動計画書の作成

★**地域整備課へ提出**

地域による作業

作業実施に対する報償費の支払

（地域へ）⇒面積×15円/㎡

地域による河川等環境整備事業

Ｑ１．事業の取り組み単位は？

★　事業の取り組み単位は、各自治会単位でお願いします。

Ｑ２．作業単価は？

★　地域で取り組んでいただく報償費の単価は次のとおりです。

令和6年度草刈作業単価　15円／㎡

例えば、延長500m　刈幅10m　の作業を実施された場合･･･

⇒　延長500m×刈幅10m×作業単価15円＝75,000円　を報償費としてお支払いいたします。

※草刈面積1㎡以下は切り捨てとします。

※報奨金支払額の100円未満については切り捨てとします。

Ｑ３．年間何回までが対象となるのか？

* 報償費支払対象上限は、各自治会同一箇所年１回までを対象とさせていただきます。（２回目以降実施される場合はボランティア活動としてご協力ください。

また、一、二級河川の場合は、兵庫県の「河川愛護活動」の対象となります。河川愛護活動として実施される場合は、別紙の兵庫県へ報告する県様式の提出をお願いします。

なお、本事業は「必ず年２回以上作業を実施してください」というものではありません。地域の計画により年２回作業を実施いただく場合は、１回分の報償費をお支払いいたしますが、2回目については、報償費の支払対象となりませんのでご了承ください。

**※同一箇所年２回の考え方**

　例え同じ事業地における作業であっても、作業と作業の間が**『１ヶ月以上経過しているかどうか』**を判断基準といたします。

例えば**「7月7日（日）に作業を実施したが、当日計画していた面積を作業しきれなかったため、同１４日（日）に再度続きの作業をした。ちなみに9月8日（日）にも作業を予定している。」**この場合は、7日及び14日が１ヶ月以内に行われたため、両日を１回目の作業として位置づけます。予定いただいている９月8日は2回目の作業となりますので、9月の作業は報償費の支払対象とはなりませんのでご了承ください。

9月の作業が、一、二級河川の場合は、兵庫県の『河川愛護活動』（ボランティア活動）として県へ報告します。

Ｑ４．事業の対象となる河川は？

★　これまで同様、一、二級河川および準用河川（その他河川）道路の除草作業が事業の対象となります。但し、農業用排水路は、農都整備課が所管する『多面的機能支払交付金事業』の対象となりますので事業対象外とさせていただきます。

作業予定の河川の種別（一、二級、準用、その他）が何なのか、また作業予定箇所が事業の対象になるのかどうかの確認（照会）については、まちづくり部地域整備課管理係へお問い合せください。

**Ｑ５．提出する書類はどのようなものを準備すればよいのか？**

★　地域で河川等環境整備事業を計画していただいた自治会は、同封の様式「河川等環境整備事業計画書」をまちづくり部地域整備課へ提出していただきます。（10頁の記入例を参考にしてください。）

また、あわせて添付していただく「作業計画位置図」は、対象箇所の確定が目的であり、この図面を基に現場確認を行うため縮尺等の詳細は問いません。ご希望であれば、地域整備課へ申し出てください。当該箇所の図面（白地図）を準備いたします。

**Ｑ６．同じ河川において、場所によって刈り幅が違う場合は、どのように計画を立てればよいのか？**

★　同一河川内において、刈り幅が異なる場合は、お手数ですが次を参考にその旨が分かるよう対応してください。

**（例）一、二級河川○○○川　作業延長1,000ｍ、3区間ごとに刈り幅が異なる場合**

一、二級河川○○○川　作業延長　L=1,000m

Ｃ

Ｂ

Ａ

△△△橋

□□□橋

×××橋

○○○橋

①区間Ａ（△△△橋～□□□橋間）400ｍ　　平均刈り幅6ｍ

②区間Ｂ（□□□橋～×××橋間）300ｍ　　平均刈り幅8ｍ

③区間Ｃ（×××橋～○○○橋間）300ｍ　　平均刈り幅5ｍ

ちなみにこの場合、報償費は、｛（区間Ａ　400ｍ×6ｍ）＋（区間Ｂ　300ｍ×8ｍ）＋（区間Ｃ　300ｍ×5ｍ）｝×15円＝94,500円となります。

○○○川

Ｑ７．具体的な作業内容はどんなものなのか？

★　計画された作業規格（作業時期、延長、刈幅）に基づき、地域の皆様方が地域に適した河川等の環境整備に努めていただければと考えます。

具体的な作業の考え方として、堤防や道路に繁茂の雑草や竹木等の刈り払いを報償費の対象作業といたします。

Ｑ８．どこを除草すればよいのか？

★　事業の対象となる作業箇所は「河川区域」とします。河川区域内であれば、地域でご自由に除草計画を立てていただいて結構です。

　　河川内に繁茂している草については流下能力を阻害するものではありませんので必ずしも草刈りが必要ではありません。危険な箇所は避けて無理のない範囲での作業をお願いします。

　　国・県・市道の道路の作業箇所は、道路法面・歩道の雑草の生えたところを考えています。

※「河川区域」については下図を参考ください。



**河川内は無理のない範囲で作業してください**

Ｑ９．昨年と同様の計画であるが、書類は省略できないのか？

★　当該事業は、兵庫県及び丹波篠山市が連携して実施している事業であり、単年度単位としているため書類の省略はできません。お手数ですが同様の事業計画書（添付書類含）を準備ください。

Ｑ１０．作業に係る傷害保険の対応は？

★　丹波篠山市では、自治会活動に対する自治会保険に市として加入しておりますので、河川等環境整備事業における実施計画書に基づく作業中に怪我等されたときは、自治会長より申し出てください。地域振興課が窓口になり対応いたします。

Ｑ１１．作業終了後の手続きは？

★　「河川等環境整備事業実施計画書」の提出のあった自治会等は、同封している「河川環境整備完了報告書」を提出して下さい。

書類には、作業された内容の記載、**“作業前・作業中・作業後”**の写真の添付をお願いすることとしております。

**地域の皆様による計画に基づき実施いただく事業ですが、記載事項（延長や予定刈幅等）に確認を要する内容があれば必要に応じ現場立会いをお願いすることとなります。円滑に事業をすすめるため適正な計画の策定にご協力ください。**

【河川愛護活動について】

河川愛護活動

（地元ボランティア活動として実施）

**Ｑ１２．区域内の、一、二級河川を年２回作業する場合は、どのようにすればよいか。**

★　１回目の作業は、報償費の支払対象となりますが、２回目は、報償費の対象となりません。しかし、兵庫県の『河川愛護活動』の対象となります。

・一、二級河川を２回目作業された場合⇒兵庫県から軍手、ゴミ袋を提供します。

・軍手、ゴミ袋は丹波篠山市地域整備課の窓口でお渡ししますのでお手数ですが作業実施までに取りに来て頂くようお願いいたします。

**Ｑ１３．河川愛護活動を計画しているが、どのような手続きをすればよいのか？**

★　兵庫県では、毎年７月を河川愛護月間と位置づけており、今年度もこれまで同様、６～７月初旬の間に県からの呼びかけを地域の皆様方へおつなぎする予定です。

河川愛護活動の概要につきましては、愛護計画書を市で取りまとめた後、丹波土木事務所へ報告します。

**Ｑ１４．河川愛護活動に係る傷害保険の対応は？**

★　兵庫県（丹波土木事務所）が加入の傷害保険の適用を受けます。加入内容の詳細は、丹波土木事務所管理課（電話0795-73-3835）へお問い合わせください。

　**河川愛護活動は、強制的にお願いするものではありません。従って、地域において一、二級河川の２回目の実施計画がない場合は、様式「河川愛護計画書」の提出は必要ありません。**

（様式第１号）

**記　入　例**

**河川等環境整備事業実施計画書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　月　　日

丹波篠山市長　 　酒 井　隆 明　　様

**自治会長印を押印してください。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　**○○○**　自治会長

**○○○自治会長之印**

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　**篠　山　　太　郎**　　㊞

令和6年度　河川等環境整備事業について、下記のとおり実施計画しましたので提出します。

河川名及び延長、幅員、面積、作業実施日を記入してください。

記

【**一、二級河川】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 河川名等 | 作　　業　　範　　囲 | 作業の内容及び実施日 |
| 延長（ｍ） | 幅員（ｍ） | 面積（㎡） |
| **○○○川** | **1,000** | **5** | **5,000** | **令和6年7月9日草刈** |
| **□□□川** | **500** | **3** | **1,500** | **令和6年7月9日草刈** |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**【その他河川・道路**】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 河川名等 | 作　　業　　範　　囲 | 作業の内容及び実施日 |
| 延長（ｍ） | 幅員（ｍ） | 面積（㎡） |
| **△△△川** | **500** | **3** | **1,500** | **令和6年7月9日草刈** |
| **市道○○○線** | **1,000** | **2** | **2,000** | **令和6年7月9日草刈** |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

添付書類　　※位置図（作業範囲が把握できるもの）　　　　　　　　　１部

※現況写真（作業前の状況及び作業範囲が把握できるもの）１部

※（注）延長及び幅員につきましては、作業いただく実延長等を記入してください。



**令和6年度河川等環境整備事業**

**作業計画位置図**

**○○校区　××自治会**

**河川名：　河川　尾根川**

**延　長：　2,000ｍ**

作業計画位置図作成例

下流端

上流端

（様式第２号）

**記　入　例**

**河川等環境整備事業完了報告書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

丹波篠山市長 　酒　井　隆　明　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　**○○○**　自治会長

**○○○自治会長之印**

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　**篠　山　　太　郎**　　　　　㊞

令和6年度　河川等環境整備事業について、下記のとおり完了しましたので報告書を提出します。

河川名及び延長、幅員、面積、作業実施日を記入きてください。

記

【一、二級河川】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 河川名等 | 作　　業　　範　　囲 | 作業の内容及び実施日 | 参加人数 |
| 延長（ｍ） | 幅員（ｍ） | 面積（㎡） |
| **○○○川** | **1,000** | **5** | **5,000** | **令和6年7月9日草刈** | **30** |
| **□□□川** | **500** | **3** | **1,500** | **令和6年7月9日草刈** | **30** |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**【その他河川・道路**】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 河川名等 | 作　　業　　範　　囲 | 作業の内容及び実施日 | 参加人数 |
| 延長（ｍ） | 幅員（ｍ） | 面積（㎡） |
| **○○○川** | **1,000** | **5** | **5,000** | **令和6年7月9日草刈** | **30** |
| **□□□川** | **500** | **3** | **1,500** | **令和6年7月9日草刈** | **30** |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

添付書類 ＊完了写真（作業中と作業後の状況及び作業範囲が把握できるもの）…１部

（注）延長及び幅員につきましては、作業いただいた実延長等を記入してください。

上記のとおり河川等環境整備事業が完了しましたので確認する。

確認者職氏名　　地域整備課長　　　　　　　　　㊞

確

認

欄

（様式第３号）

**記　入　例**

**請　求　書**

一金　　　　　　　　　　　　円 也

記入しないでください。

※河川等環境整備事業完了報告書により算出いたします。

　　　　　　　　　内訳

　河川等維持管理作業報償費

　　　　　　　　　　令和**○○**年**○○**月**○○**日 　　 **草刈**　実施分

　　上記金額を請求いたします。

記入しないでください。

令和　　年　　月　　日

丹波篠山市長　　酒　井　隆　明　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　**○○○**　　自治会長

個人印

**○○○自治会長之印**

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　**篠　山　　太　郎**　　　㊞

※　振　込　先

・金融機関名　　　　**○○　農協　△△**　　　　　　支　店

・預金種目　　　普通　／　当座

・フリ　ガナ　　　　**○○○ジチカイダイヒョウ**

・名　　儀　　　　**○○○自治会代表**

・口座番号　　　　**０１２３４５６**